在宅勤務の開始と特別一時金の支給について

新型コロナウィルスの感染予防のため、政府から緊急事態宣言が発令され、東京都による 緊急事態措置が示されております。しかし、感染確認者は減少していますが、まだ油断でき ない状況です。

法人では感染拡大を防ぐため、在宅勤務が可能な事業所については 4/17(金)より順次 開始いたしました。

そして今回、利用者の命を守るため、<u>在宅勤務が導入できない方には、そのご苦労に対し、</u> 下記の通り、特別一時金を支給いたします。

設置根拠となる法律の違いや職務内容、働き方が多数存在する複合施設ですので、働く皆 さん全員が納得する対応ではないとは思いますが、今できる最善の対応であると決断しま した。

つきましては、職員のみなさんのご理解・ご協力をお願いいたします。

記

<目的>

職員の感染リスクを可能な限り減らし、利用者および職員の安全を確保する。

<支給日>

令和2年5月給与支給時

※特別一時金については所得税の対象となります。

<支給対象者>

在宅勤務が選択できない職務に就かれている方

以上

【お問合せ】

社会福祉法人 江東園 TQM 本部 担当:杉雄一、井上知和

参考:

<在宅勤務実施している事業所>

- ・熟年相談室(地域包括支援センター) 江東園さわやか相談室
- ・居宅介護支援事業所 江東園さわやか相談室
- ・居宅介護支援事業所 江東園さわやか相談室しのざき
- ・江戸川保育園
- ・障害福祉サービス事業(生活介護)江東園ケアセンターつばき えぽっく
- ・事業所内保育所 江東園ケアセンターつばき つばき保育園

<在宅勤務を実施していない事業所>

- ・特別養護老人ホーム リバーサイドグリーン
- ・養護老人ホーム 江東園
- ・認知症対応型通所介護 江東園ふれあいの里 くつろぎの間
- ・就労継続支援 B 型事業所 江東園ケアセンターつばき えぽっく
- ・通所介護 江東園ケアセンターつばき ふれあいの間
- ・訪問介護事業所 江東園ホームヘルパーステーションつばき
- ・なごみの家 瑞江

※上記が事業所ごとの状況になっています。ですが特別一時金の支給について職種によって異なります。詳しくは当該の事業部長にご確認ください。